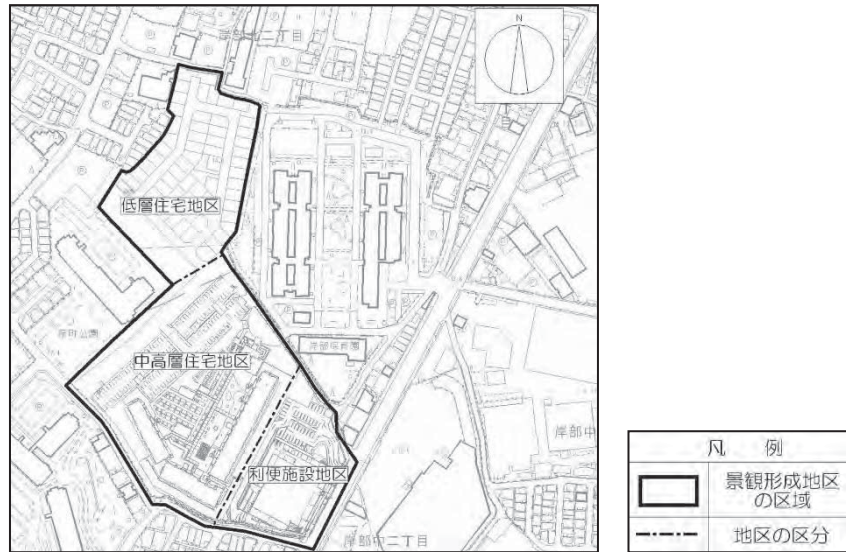


(9)原町4丁目・岸部北2丁目地区

ア.位置・・・吹田市原町4丁目、岸部北2丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



- ウ.面積・・・約3.5ha
 エ.経過・・・1.平成22年8月23日指定、告示し、平成22年9月1日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。
 オ.基本方針・・・1.ゆとりや潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.生垣や並木、屋根などの連続性や統一性をまもり、はぐくむ。
 3.活気とにぎわいのある幹線道路沿いの景観をつくり、はぐくむ。
 カ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)利便施設地区

a.建築物

1.全体計画・配置等	賑わいの中にも、周辺地域と調和し、全体的にまとまりのある計画とする。
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 無彩色(有彩色の場合は、明度3.0以下、彩度6.0以下)を基本とする。 (2) 光沢のないものを使用する。 (3) 丈夫で安全な材質とし、自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和した意匠とする。 (2) 質感、素材感のある素材の使用に努める。
4.敷地	(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられる植栽配置に努める。 (2) フェンス等を設置する場合は、植栽に配慮した色彩を基本とする。
5.駐車場・駐輪場	機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。
6.ごみ置場・付帯施設	(1) 主の建築物との一体化やデザインを合わせる。 (2) 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。

b. 工作物

1.広告塔・広告板	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。
-----------	-----------------------------

(イ)中高層住宅地区

a. 建築物

1.全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺地域との調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る、空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は、開放的な空間となるよう計画する。</p>												
2.屋根の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="529 835 1359 981"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>3.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	3.0 以下	—	有彩色	3.0 以下	3.0 以下			
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	3.0 以下	—											
有彩色	3.0 以下	3.0 以下											
3.外壁の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物や室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="529 1344 1359 1534"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>8.5 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を 2 色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は 2 以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8.0 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5 以下	3.0 未満	その他の色相	7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	8.0 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5 以下	3.0 未満											
その他の色相	7.0 以下	2.0 以下											
4.敷際	<p>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。</p> <p>(2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設置する場合は、色は黒又は茶系とする。</p> <p>(4) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												

5.駐車場及び 駐輪場	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。 (3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
6.ごみ置場・付帯 施設等	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 植栽等により公共空間から見えにくい工夫をする。 (3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。

b. 開発行為

1.緑化	周辺の環境と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	敷地の連続性や路面素材について配慮する。

c. 屋外広告物

(1) 自家用のみとする。 (2) 壁面広告物のみとする。 (3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。 (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(ウ)低層住宅地区

a. 建築物

1.全体計画	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出を図る。												
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 勾配屋根を基本とする。 (2) 周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" data-bbox="529 1460 1347 1648"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0 以下</td> <td>6.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下	その他の色	3.0 以下	3.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下											
その他の色	3.0 以下	3.0 以下											
	(4) 質感、素材感のある素材とする。 (5) 光沢のない素材を使用する。												

<p>3.外壁の形態 意匠及び素材</p>	<p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。</p> <p>(2) 色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。</p> <p>(3) アクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="529 371 1345 560"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>8.5 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色彩</td> <td>7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8.0 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5 以下	3.0 未満	その他の色彩	7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	8.0 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5 以下	3.0 未満											
その他の色彩	7.0 以下	2.0 以下											
<p>4.敷際</p>	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、透視可能な高さ 1.2mまでの構造とし、色は黒又は茶系を基本とする。</p> <p>(3) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用する。</p> <p>(4) 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</p> <p>(5) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。</p>												

b. 工作物

<p>1.擁壁</p>	<p>(1) 周辺環境に調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫をする。</p> <p>(2) 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。</p>
-------------	--

c. 屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 表示面積の合計は 1 m²以下とする。</p> <p>(3) 取付け位置は地盤面から 3m以下とする。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。</p>
